

最低賃金はどのようにして決められているのですか？

大阪労働局（局長 中沖剛）は、7月上旬開催予定の大阪地方最低賃金審議会に対して、地域別（大阪府）最低賃金の改正についての諮問を予定しており、これにより、特定（産業別）最低賃金を含めた本年の大阪府における最低賃金の改正審議が本格的にスタートすることになります。

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとしての役割を果たしていますが、最低賃金制度をより一層皆さまにご理解いただく為、最低賃金決定のあらましについて説明します。

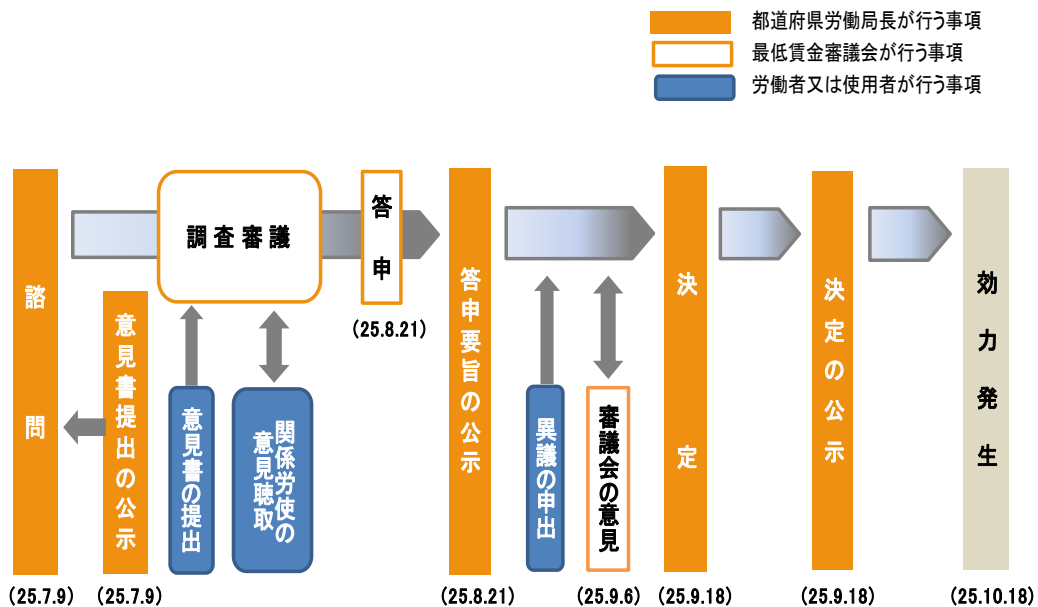
Q1：最低賃金は誰がどうやって決めているのですか？

【地域別（大阪では「大阪府最低賃金」のことです。）最低賃金の場合】

地域別最低賃金を改正する場合、都道府県労働局長が、地方最低賃金審議会（後記Q2参照）に調査審議を求め（「諮問」といいます。）、その意見（「答申」といいます。）を聴いて決定を行います。

決定後に官報公示（「決定の公示」といいます。）が行われると、その日から30日経過後又は指定の日に効力が発生します。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

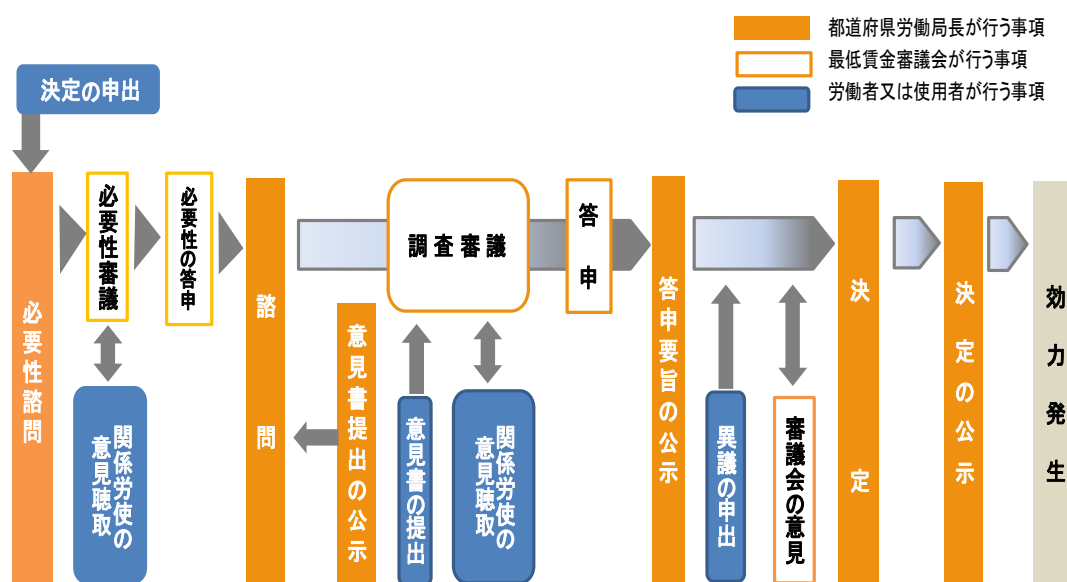


(注1) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。
 (注2) ()は、大阪労働局における昨年(平成25年)の日程

【特定（産業別）最低賃金の場合】

特定（産業別）最低賃金を改正する場合、地域別とほぼ同様に決定されますが、大きく違う点は、あらかじめ関係労使からの改正決定の申出があったものについて、調査審議を行う前に都道府県労働局長が地方最低賃金審議会に「決定等の必要性の有無」について意見を求め（諮問）、「必要性がある」との意見（答申）があった場合に調査審議を行って決定を行います。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく産業別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

Q2：最低賃金審議会とはどのようなものですか？

最低賃金審議会は、厚生労働省に設置される中央最低賃金審議会と都道府県労働局に設置される地方最低賃金審議会の2つがあります。

いずれの最低賃金審議会も、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の3者で構成されており、最低賃金に関する重要事項を調査審議します。

委員は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命しますが、労働者を代表する委員は関係労働組合からの推薦、使用者を代表する委員は関係使用者団体からの推薦があった候補者の中から任命することとなっています。

Q3：最低賃金を決めるときに一般の労働者や使用者は意見を言うことができますか？

最低賃金についての諮問が行われると、意見書提出の公示が行われますので、公示期間中に一般の労働者や使用者も地方最低賃金審議会に意見を提出することができます。

Q4：最低賃金は最低賃金審議会の答申どおりに決定（改定）されるのですか？

地方最低賃金審議会から都道府県労働局長に対し答申が行われると、その意見の要旨を公示し、関係する労働者や使用者からの異議申出を受け付け、異議の申出があった場合には、改めて地方最低賃金審議会の意見を聴き、その上で都道府県労働局長が決定（改定）することになります。

大阪府では、いずれの公示も、大阪労働局の庁舎前の掲示板に掲示するとともに、大阪労働局のホームページ

[\(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/\)](http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

にも掲載しています。

大阪府 で働くすべての方へ。

確認しましょう！ **最低賃金**

819 時間額 **円**

大阪府のこれまでの最低賃金 **800円**から**19円**アップ↑

[発効日] 平成25年10月18日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。



パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する情報サイト

<http://www.saitetchingin.info/>

最低賃金制度

検索



厚生労働省

最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ

Q5：最低賃金を決めるときの基準はあるのですか？

地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を総合的に勘案して定めるものとされています。（最低賃金法第9条）

また、平成20年の最低賃金法の改正により、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされました。

なお、特定（産業別）最低賃金は、その都道府県の地域別最低賃金を上回るものでなければならないとされています。

Q6：最低賃金は具体的にどのように審議しているのですか？

地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金のどちらも、地方最低賃金審議会の中に最低賃金専門部会を設置し、当該専門部会で具体的な審議を行っています。

審議に当たっては、最低賃金に関する実態調査結果や各種統計資料を基に審議を行っており、地域別最低賃金については中央最低賃金審議会から示される地域別最低賃金額改定の目安（以下「中賃目安」といいます。）も考慮して審議を行っています。

Q7：中賃目安とは何ですか？

中央最低賃金審議会では、昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、47都道府県をAからDの4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安の金額を提示しており、地方最低賃金審議会では、これを審議の参考としています。

Q8：最低賃金に関する実態調査とはどんなものですか？

最低賃金審議会の最低賃金の決定等のための審議資料とするために、地域、産業、事業所規模、性、年齢階級、勤続年数、職種別に労働者の賃金分布を把握し、労働者の賃金実態を明らかにするために、毎年、調査対象となる事業場にご協力頂き、6月1日現在の賃金実態について調査を行っています。

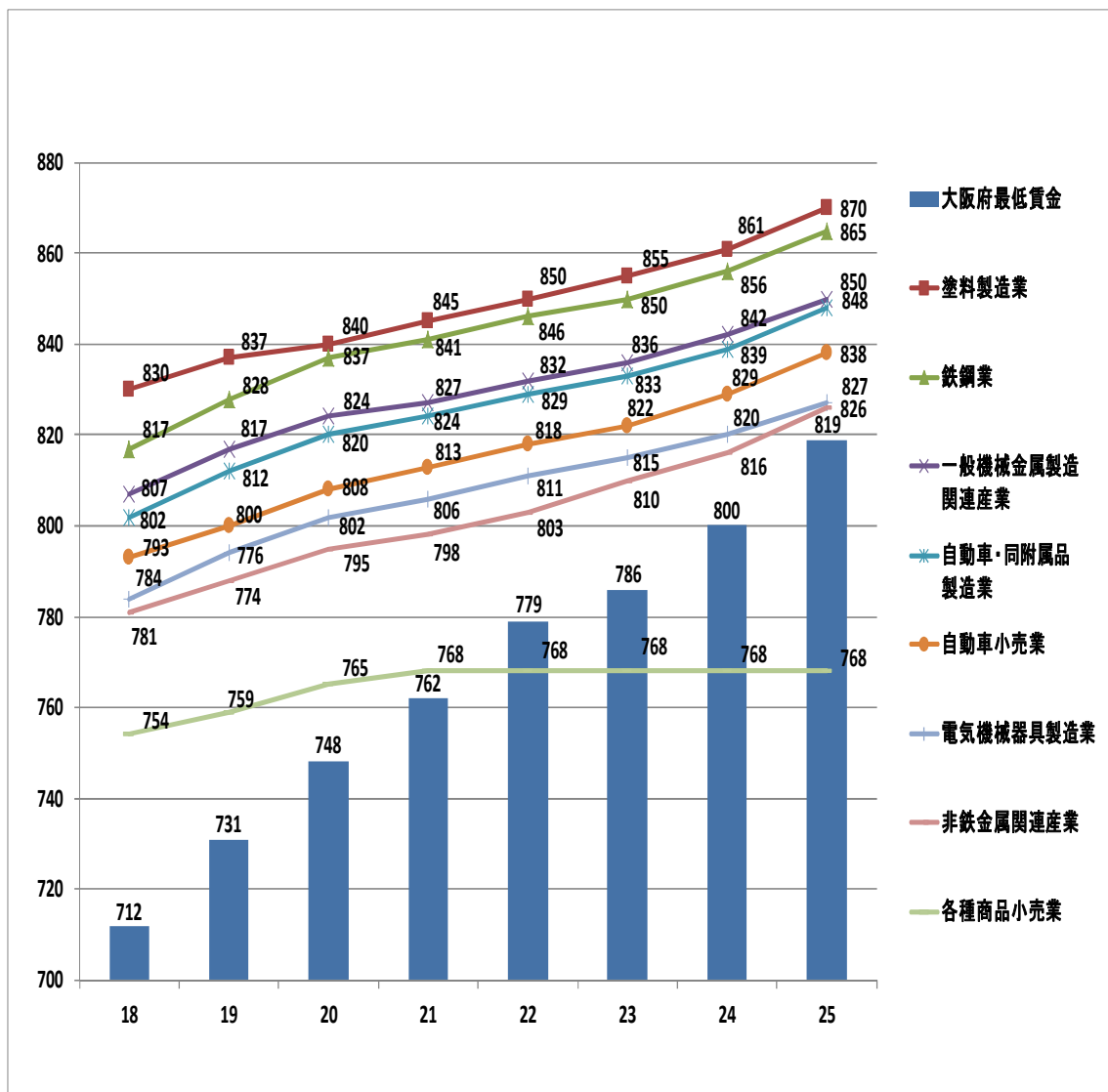
Q 9 : 生活保護水準との乖離は解消されているのですか？

平成25年の改定前は、大阪府最低賃金と生活保護水準との乖離額は8円ありましたが、平成25年10月18日付けで中賃目安額と同じ19円を引き上げ、時間額を819円とすることで乖離を解消しました。

Q 1 0 : 最低賃金は毎年改定されるのですか？

大阪府の地域最低賃金は、ほぼ毎年改定されています。

大阪府最低賃金額及び特定（産業別）最低賃金額の推移（グラフ）



Q11：高校生などの18歳未満のアルバイトや65歳以上の人でも最低賃金は適用されるのですか？

地域別最低賃金である大阪府最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として大阪府内の産業で働くすべての方に適用されます。

したがって、高校生などの18歳未満のアルバイトや65歳以上の人でも大阪府最低賃金が適用されます。

大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金

	時間額 (有効年月日)	適用の範囲	
大阪府最低賃金	819 円 (平成25年10月18日)	大阪府内の産業で働くすべての方	
産 業	時間額 (有効年月日)	適用が除外される方	
塗 料 製 造 業	870 円 (平成25年10月31日)	次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、詰めめ、こん何又は1リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 (1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方	
鉄 鋼 業	865 円 (平成25年11月2日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	850 円 (平成25年10月31日)		
自動車・同附属品製造	848 円 (平成25年11月30日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	827 円 (平成25年11月9日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	826 円 (平成25年12月1日)		
自動車小売業	838 円 (平成25年11月30日)		
各種商品小売業 {衣、食、住にわたる商品を小売する事業所}	819 円 大阪府最低賃金 (平成25年10月18日)	適用の範囲	備 考
		各種商品小売業で働くすべての方	裏面(注)参照

○有効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
○裏面もご参照ください。

大阪労働局

労働基準部資金課	06-6949-6502	東大阪労働基準監督署	08-6723-3006
大阪中央労働基準監督署	08-6941-0451	岸和田労働基準監督署	072-431-3939
大阪南労働基準監督署	06-6653-5050	堺労働基準監督署	072-238-8361
天 満労働基準監督署	06-6358-0261	羽曳野労働基準監督署	072-956-7161
大阪西労働基準監督署	06-6531-0801	北大阪労働基準監督署	072-845-1141
西野田労働基準監督署	06-6462-8101	東大津労働基準監督署	0726-32-3888
淀 川労働基準監督署	06-6350-3991	交 木労働基準監督署	072-622-6871

Q12：このところ大阪府最低賃金の引上げ額が大きいのは何故ですか？

平成19年に19円の引上げが行われて以降、平成23年を除き、2桁（14円～17円）の引上げが行われています。平成19年は成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも考慮した調査審議が行われ、また、平成20年以降は同年の最低賃金法の改正により「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」とこととされたことにより、最低賃金と生活保護水準との乖離の解消を図ってきたことによるものです。

Q13：大阪府最低賃金の発効日はどうして9月30日となることが多いのですか？

最低賃金の発効日は審議の進捗状況によりますが、大阪府最低賃金審議会では、従来から慎重かつ十分な審議を行いながらも、早期発効を目指した集中的な審議が行われてきました。

その結果、昭和53年以降、中賃目安の提示が遅れる等特別な事情のない限り、9月30日に発効となるよう決定しています。

Q14：改定された最低賃金を知るためにはどのような方法がありますか？

改定された最低賃金のこと等をお知りになりたい場合は、大阪労働局のホームページ

(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html)

をご覧ください。大阪労働局賃金課（電話 06-6949-6502）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

Q15：最低賃金を守らなければどうなるのですか？

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には法違反となります。（法違反には罰則が規定されています。）

また、最低賃金額に達してない部分については無効となり、その部分については最低賃金と同様の定めをしたものと見なされ、差額を支払わなければなりません。

Q16：最低賃金が引き上げられると中小企業等への影響が大きいのではないですか？

厚生労働省では、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業を支援するために、平成23年度から中小企業支援策（相談支援事業、団体助成金、業務改善助成金）を実施しており、大阪労働局では、大阪府最低賃金総合相談支援センター（委託先：大阪府社会保険労務士会（<http://www.sr-osaka.jp/>））を設置し、経営改善に取り組む中小企業からの相談にワン・ストップで、かつ、無料で対応しています。

中小企業事業主向け

ワン・ストップ 無料 相談のご案内

悩んでおられませんか

賃金制度の見直しはどのようにすれば……？

生産方法や販売方法を改善したい……！

大阪労働局労働基準部賃金課

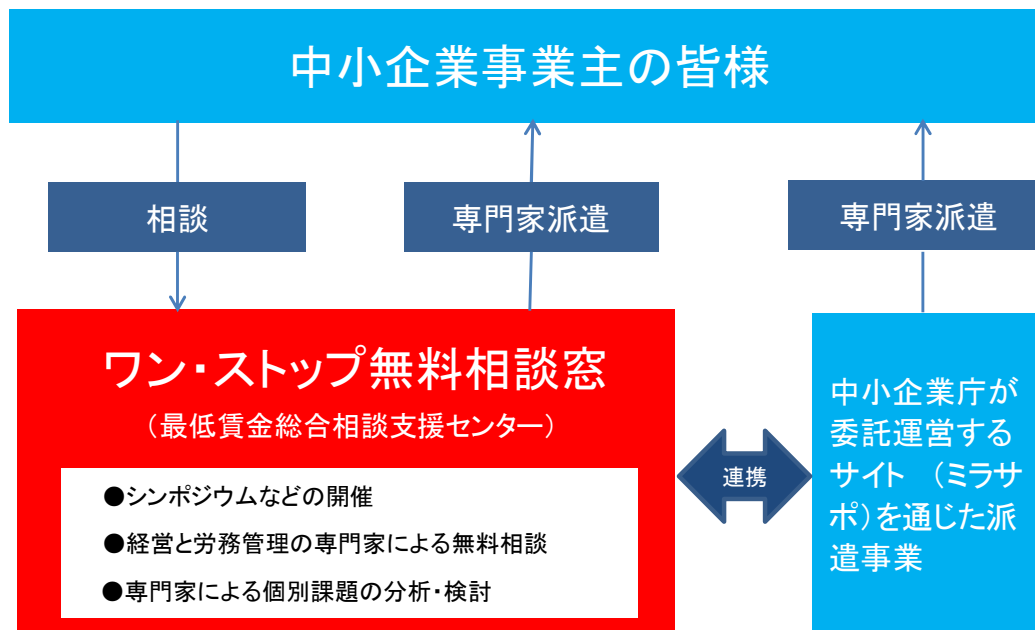
(06-6949-6502)

■ 経営課題と労務管理の相談をワン・ストップかつ無料で提供します

最低賃金の引上げによる影響を受ける中小企業事業主の皆様を支援するため、さまざまな経営面、労働面の課題を明らかにし、問題解決を支援するためのワン・ストップで無料の相談窓口として、最低賃金総合相談支援センター、を設けております。

ぜひ、ご利用してください。まずは、相談窓口へ！ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

中小企業専門家派遣・相談等支援事業



専門家の派遣も無料です！



● 経営課題に関する相談の例

- ① 販路開拓
- ② 新規事業
- ③ 技術指導
- ④ 資金調達
- ⑤ マーケティング
- ⑥ IT活用による経営力強化
- ⑦ 支援制度のご案内など

● 労働条件管理に関する相談の例

- ① 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- ② 就業規則（賃金規定等）の改正
- ③ 高齢者雇用
- ④ 人材育成
- ⑤ 労働安全衛生対策
- ⑥ 業務改善助成金などの厚労省
関係支援制度などのご案内

ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

大阪府最低賃金総合相談支援センター

〒530-0043 大阪府北区天満2-1-30
大阪府社会保険労務士会事務局内
TEL 06-4800-8188
FAX 06-4800-8177



業務改善助成金

このほか、中小企業事業主の皆様を支援するため業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）を設けております。

支給対象

滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山など44道府県（東京、神奈川、大阪を除く）に、事業場を置く中小企業事業主

※ 大阪府内に本社等がある、上記県に支店、工場、営業所などを置いている中小企業事業主の方は、当該事業場については対象となります。

（大阪府内のみならず本社、支店等を置いている事業主の方は対象となりません。）

支給の要件

① 賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給（800円未満）を、40円以上引き上げる計画を作成し、計画を実施すること。

② 業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上 上記業務改善経費の2分の1（小規模事業者（※）は、4分の3）

※ 企業規模30人以下の事業場となります。

業務改善助成金については、支給対象の事業場がある労働局にご相談ください。

必ずチェック 最低賃金!

使用者も、労働者も。

働く人の
暮らしを守る
制度です。

